

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第3号

愛知県後期高齢者医療広域連合監査事務処理規程（平成19年愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月26日

愛知県後期高齢者医療広域連合

監査委員 後藤 道夫

監査委員 服部 修寛

第2条第9号中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改め、同条第12号を削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。